

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号）中一部改正

依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程（会規第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第一条中「本人特定事項」を「次条第一項各号に掲げる事項（以下「本人特定事項等」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この規程において、別表の上欄に掲げる用語の意義は、同表の下欄に定めるとおりとする。

第二条の見出し中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第一項を次のように改める。

弁護士等は、法律事務（官公署及び外国の裁判所の委嘱によって行う場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し、又は依頼者から若しくは依頼者のために金員、有価証券その他の資産（その合計が規則で定める金額以上のものに限る。）を預かり（金融機関による送金の場合を含む。以下同じ。）、若しくはその管理を行う（以下「資産管理行為等」という。）に際しては、規則で定める方法により、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居及び生年月日、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在場所をいう。ただし、自然人については、本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げにならざるおそれがあるとして規則で定める場合にあつては、規則で定める事項をいう。以下同じ。）

二 依頼の目的

三 依頼者が自然人である場合にあつては職業、依頼者が会社又は第三項第五号の団体等（以下「会社又は団体等」という。）である場合にあつては事業の内容

四 依頼者が会社又は団体等である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者として、規則で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

第二条第三項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「次項各号に掲げる」を「第一項の」に改め、「本人特定事項」の下に「等」を加え、同項第八号中「信託契約の締結」を「信託の設定」に、「信託契約若しくは規約に規定された目的」を「信託の目的」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 裁判所、法務局、金融機関その他の機関に予納金、供託金、保証金、租税、保釈保証金、罰金、科料、追徴に係る金銭、過料その他これに類する金員を納付するために金員の預託を受けたとき。

二 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続における判決、決定、調停、和解等によつて依頼者その他の関係人が負担する債務の履行のために金員の預託を受けたとき。

三 裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続において相手方その他の関係人が負担する弁済金、和解金その他これに類する金員を受領したとき。

四 刑事事件について、被害者、その遺族又はその代理人（法定代理人を含む。）に弁済するために見舞金、被害弁済金、示談金その他これに類する金員の預託を受けたとき。

五 弁護士等の報酬又は費用の前受けとして金員を受領したとき。

六 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第二条第一号の任意後見契約に基づく事務として行うとき。

七 依頼者が成年後見人、破産管財人等裁判所により選任されたものであつて、当該依頼者の職務として行うことができる行為について依頼を受けたとき。

八 遺言執行者として資産管理行為等を行うときその他これに類する場合であつて資産管理行為等を行うに際して当該資産の管理及び処分をする権利を有する者について本人特定事項等を確認することができないとき。

第二条第四項各号列記以外の部分中「前項各号に掲げる」を「第一項の」に改め、「本人特定事項」の下に「等」を加え、「第二項第十号」を「前項第十号」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前項各号に掲げる方法のいづれか」を「第一項の方法」に改め、「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第三条の見出し中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「前条第三項各号に掲げる方法のいづれか」を「前条第一項の方法による本人特定事項等の確認」に改め、「別表に掲げる」を削り、「行わなければならない」を「行うとともに、規則で定める方法により、依頼者の資産及び収入の状況の確認を行わなければならない」に、「行うものとする」を「行うものとし、依頼者の資産及び収入の状況の確認は、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は依頼者が当該依頼に関

し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかの判断に必要な限度において行うものとする」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第二項中「依頼者の本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第三項中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第四項中「この場合において、弁護士等は」の下に「、第二条第一項の方法により依頼者の同項第二号から第四号までに掲げる事項及び」を加える。

第五条第一項中「本人特定事項」の下に「等」を、「若しくは写し」の下に「その他の規則で定める書類等」を加え、同条第二項中「本人特定事項」の下に「等」を加える。

第六条第一項中「依頼内容等」を「依頼内容、日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマナー・ローンダリング危険度調査書の内容等」に改める。

第八条第一項中「内容等」を「内容、日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマナー・ローンダリング危険度調査書の内容等」に改め、同条第三項中「第二条第三項各号に掲げる」を「第二条第一項の」に改め、「本人特定事項」の下に「等」を、「若しくは写し」の下に「その他の規則で定める書類等」を加える。

第九条（見出しを含む。）中「本人特定事項」の下に「等」を加え、同条第五号中「犯罪収益移転危険度調査書」の下に「及び日本弁護士連合会が策定する弁護士業務におけるマナー・ローンダリング危険度調査書」を加える。

第十二条第一項中「改善」を「確認又は改善」に、「助言」を「調査をし、又は助言」に改め、同条第二項中「助言を」を「調査をし、又は助言を」に、「当該助言に応じた措置又は」を「当該調査に対する回答又は当該助言に応じた措置若しくは」に改め、同条第三項中「報告」を「回答又は報告」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

用語	意義
自然人本人確認書類 官公庁等	官公庁等から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、自然人の本人特定事項の記載があるもの及び保険証・年金手帳等
保険証・年金手帳等	官公庁、日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関 国民健康保険等の医療保険制度、介護保険制度、公的年金制度又は児童扶養手当等の社会福祉に関する制度における受給資格に係る証明書であつて、自然人の本人特定事項の記載があるもの
法人本人確認書類	法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書その他官公庁等から発行され、又は発給された書類で、法人の本人特定事項の記載があるもの
補完書類	租税、社会保険料若しくは公共料金の領収証書又は官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもので、氏名及び現在の住居の記載があるもの

附則

1 題名、第一条から第四条まで、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第八条第一項及び第三項、第九条（見出しを含む。）、第十二条第一項から第三項まで並びに別表の改正規定は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この改正規定の施行前に当該改正前の規定によりなされた本人特定事項の確認及び記録の保存に関する事項は、なお従前の例による。